

福生市こども計画 アクションプラン

【令和 8 年度】

(案)

1 アクションプランの目的

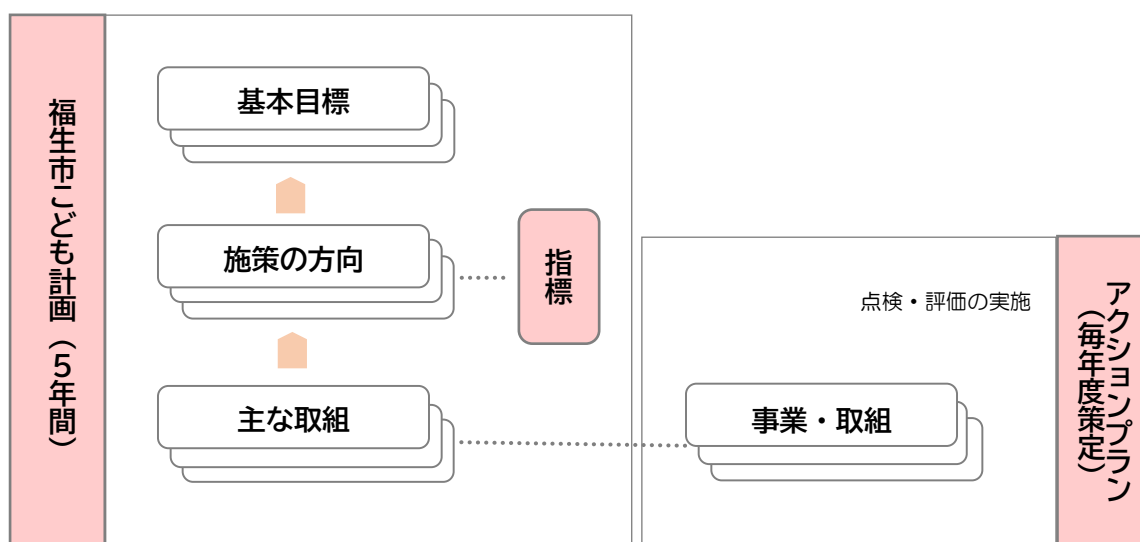
本プランでは、「福生市こども計画」の基本理念「『こどもまんなか ふっさ』が実感できるまち」の実現に向け、「基本的な視点」及び「基本目標」に基づき、具体的な事業・取組を選定しその取組の進捗管理を実施することによって、計画の確実な推進を図ることを目的とする。

2 アクションプランの位置付け

本プランは、「福生市こども計画」で示した「基本目標」に基づき、具体的な事業・取組を示す計画とする。

3 推進体制

本プランは、流動的な社会情勢に柔軟に対応する必要があることから、毎年度見直しを行うこととし、実施した取組に対し、「福生市子ども・子育て審議会」による点検・評価を行うことで、PDCAサイクルによる着実な取組を推進する。

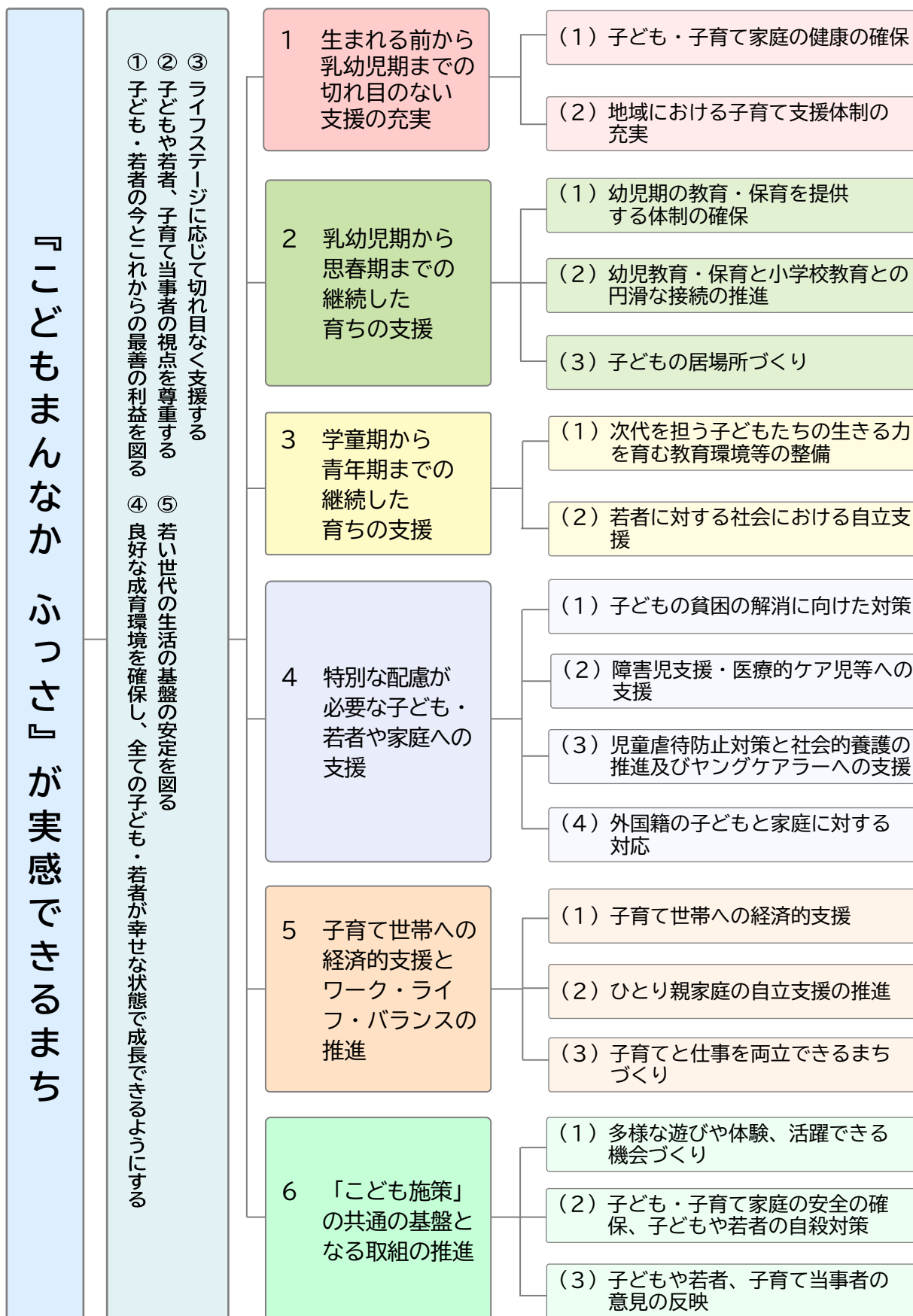


4 「福生市こども計画」施策の体系

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[施策の方向性]



5 「こども施策」の展開のための推進事業

基本目標 1 生まれる前から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実

施策の方向（1） 子ども・子育て家庭の健康の確保

【方向性】

妊娠・出産、産後、子育て期を親子ともに健康に過ごすため、自らの生活や健康に向き合う機会を設け、心身の負担を軽減しながら、食事を含めた健康管理が行えるよう促す取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につなげ、切れ目のない支援体制を構築します。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	母子健康手帳交付	母子健康手帳交付時は保健師が面談し、妊娠・出産・育児の支援を開始し、不安や悩みの軽減と、育児に対する主体的で積極的な姿勢の育成に努めます。	継続	こども家庭センター課
2	出産・子育て伴走型支援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と出産育児に関する経済的負担の軽減を図るための支援を一体的に実施します。	継続	こども家庭センター課
3	パパママクラス	妊婦及び配偶者等を対象に育児仲間を作り、出産・育児に主体的になれるよう正しい知識の啓発と普及を図るとともに、自分や家族の健康について考える機会とします。	継続	こども家庭センター課
4	里帰り出産等の妊婦健診費用助成	里帰り等で、妊婦健康診査受診票が使用できない医療機関（助産所を含む。）で妊婦健康診査を受診した方に妊婦健康診査費助成金を交付します。	継続	こども家庭センター課
5	特定不妊治療費（先進医療）助成事業	子どもを望んでいる方の経済的な負担軽減を図るため、東京都特定不妊治療費（先進医療）助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。	継続	こども家庭センター課
6	新生児等聴覚検査委託事業・新生児等聴覚検査費助成事業	新生児等が都内の指定医療機関で聴覚検査を実施した場合は検査費用の一部を市が負担し、里帰り出産等で、都外で実施した場合は検査費用の一部を助成します。	継続	こども家庭センター課
7	妊産婦・新生児訪問指導	妊産婦の心身及び子どもの発育や育児等について、助産師や保健師が家庭訪問し相談に応じます。	継続	こども家庭センター課
	Welcome Babyファイルキットの配布	福生市に出生の届出を行った際に出生届のコピーを挟み込めるWelcome Babyファイルキットを配布します。	廃止	総合窓口課
8	乳児家庭全戸訪問事業	保護者の孤立を防ぎ、不安を軽減するため、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての指導・助言を行います。	継続	こども家庭センター課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
9	低出生体重児の届出・未熟児訪問指導	未熟児の家庭を訪問し、発育、発達、育児に関する適切な指導・助言を行います。	継続	こども家庭センター課
10	産後ケア事業	産後の心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持増進に必要な支援を行い、母親のセルフケア能力の育成及び家族による健やかな育児の支援体制の確立を図ります。	継続	こども家庭センター課
11	すくすくベビークラス	子どもの保護者を対象に子育ての仲間づくりを支援するとともに、子どもが健やかかつ安全に生活するための知識の啓発と普及を図ります。	継続	こども家庭センター課
12	育児相談	子育て期の不安を軽減し、子育ての仲間づくりを支援するとともに、家族が健康な生活を送れるために保護者を対象に助産師、保健師、栄養士による育児相談を実施します。	継続	こども家庭センター課
13	心理相談	1歳6か月・3歳児健康診査時等に臨床心理士による子ども相談を実施し、子どもの成長に合わせた支援と保護者の不安の軽減を図ります。	継続	こども家庭センター課
14	心理相談員の配置（こども家庭センター）	こども家庭センター母子保健係に臨床心理士等を配置し、保育園幼稚園等の巡回相談及び個別相談により、乳幼児の発達に関する相談の充実を図ります。	継続	こども家庭センター課
15	食に関する相談・指導	妊産婦、乳幼児の保護者を対象に乳幼児の年齢に応じたバランスの取れた食事の作り方、栄養指導を行い、乳幼児期からの良い食習慣づくりや楽しく食事のできる環境づくりなど食に関する学習の推進を図っていきます。パパママクラス、育児相談、乳幼児健康診査時に集団及び個別指導（アレルギーなど）を実施します。	継続	こども家庭センター課
16	小児医療の充実	乳幼児に対する医療の充実を図るため、平日夜間に小児初期救急診療事業を実施する医療機関に対し補助金を交付します。	継続	健康課
17	未熟児養育医療給付事業	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた乳児に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	こども家庭センター課
18	乳幼児医療費助成制度	義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します（所得制限なし）。	継続	子ども育成課
19	3歳児経過観察健康診査（子どもグループ）	幼児の発達を促すためにグループ活動の機会を設け、成長を見守りながら保護者の不安に寄り添い、適切な助言を行うとともに、子育ての仲間づくりを図ります。	継続	こども家庭センター課
20	妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に受診を勧奨し、妊娠生活の不安の軽減とともに、妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に実施します。	継続	こども家庭センター課
21	妊婦歯科健康診査	市内の歯科医療機関において、妊婦歯科健康診査を個別で実施します。	継続	こども家庭センター課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
22	産婦健康診査	産婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的に3か月児健康診査と同時に実施します。	継続	こども家庭センター課
23	乳幼児健康診査	乳幼児を対象に身体測定、診察、栄養相談、発達の状況などを総合的に行い、疾病等の早期発見に努め、保護者の不安を軽減し、乳幼児が安全な生活環境で健康的な生活習慣を確立できるよう適切な助言を行います。	継続	こども家庭センター課
24	乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査等で要経過観察となった乳幼児を対象に健康診査を実施し、保護者の不安を軽減するとともに、疾病等の早期発見、早期支援を行います。	継続	こども家庭センター課
25	乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査等で、発達に課題があると思われる乳幼児を対象に健康診査を実施し、保護者の不安を軽減するとともに、疾病等の早期発見、早期支援を行います。	継続	こども家庭センター課
26	乳幼児歯科健康診査	乳幼児を対象に歯科健康診査を実施し、う歯の早期発見とともに、歯科健康教育、予防処置を行い、健康的な生活習慣を確立することで虫歯のり患率を下げていきます。	継続	こども家庭センター課
27	離乳食教室	離乳食教室（初期・中期食：4か月～6か月、中期・後期食：7か月～1歳未満）を開催し、保護者の不安の軽減と子育ての仲間づくりを支援するとともに、適切な離乳食の作り方、離乳の進め方を指導します。	継続	こども家庭センター課
28	赤ちゃん・ふらっと事業	市内公共施設内に、授乳やおむつ替えのために気軽に立ち寄れるスペースを提供します。屋外イベント開催時には、簡易おむつ交換台などの備品を貸し出します。	継続	子ども政策課
29	育児ギフト配布委託事業	妊娠届出をした妊婦及び転入した妊婦に対し、保健師が面談を実施して、出産・子育てに関する不安等を軽減するとともに、育児ギフトを贈呈します。	継続	こども家庭センター課
30	バースデーサポート事業	1歳の誕生日を迎えるお子さんがいる家庭の子育てを応援するために、子育てに関するアンケートを実施し、子育て支援の情報提供や相談支援を行うとともに、ギフトを贈呈します。	継続	こども家庭センター課
31	子育てモバイルサービス	予防接種、乳幼児健診などの子育て情報を提供します。生年月日などを登録すると予防接種スケジュールが自動作成され、接種日が近づくとメールでお知らせします。	継続	健康課
32	母子保健連絡協議会	母子保健連絡協議会において、母子保健に関する基本的事項を協議し、母子保健施策の効果的な推進を図ります。	継続	こども家庭センター課

施策の方向（２） 地域における子育て支援体制の充実

【方向性】

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。
特に、虐待予防の観点からも、子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用したプッシュ型の情報提供を行います。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子ども家庭支援事業	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止やヤングケアラーに関する事業など、子どもや子育て当事者の様々な個別の状況に応じた総合的な支援及び周知を図ります。	継続	こども家庭センター課
2	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助ができる方（提供会員）が会員となり、地域で助け合いながら育児の相互援助活動を行う会員組織（有償ボランティア）です。より多くのニーズに応えるため、会員数のバランス均衡化を図り、相互援助活動の充実に努めます。	継続	こども家庭センター課
3	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）	子ども応援館の「ふれあいひろば」や児童館、認可保育所で、子育てに関する相談や乳幼児と保護者を対象とした講座、子育てサークルの支援等を行います。	継続	子ども政策課 子ども育成課 こども家庭センター課 教育支援課
4	重層的支援体制整備事業	属性や世代等にかかわらず相談を受け止める包括的な相談体制の構築を図り、様々な分野にまたがる複合的な課題に対し、地域福祉コーディネーターを中心とした多機関による包括的な支援を行います。	充実	福祉保健部
5	子育てサロン「はとぼっぼ」	福生市民生委員・児童委員協議会が行う取組を支援し、子育て中の保護者や妊婦の悩みや不安を解消し、保護者同士がつながりを持てるようなサロンとなるよう、活動の充実・推進を図ります。	継続	社会福祉課
6	利用者支援事業（こども家庭センター型）	母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもと家庭を対象として、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援体制を構築し、支援を行います。	継続	こども家庭センター課
7	利用者支援事業（特定型）	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の保育サービスに関する情報の集約と提供を行うとともに、未就園児や保護者が教育・保育施設や事業を円滑に利用できるよう窓口や電話で相談に応じるなどの支援を実施します。	継続	子ども育成課
8	子育て相談事業	子育て支援に関する様々な相談が身近なところで気軽にできるよう、窓口の充実に努めるとともに、相談体制のネットワーク化を図ります。	継続	子ども政策課 子ども育成課 こども家庭センター課
9	子育てなんでも相談	育児、発達、教育・保育等の子育てに関する様々な悩みや困りごとについての相談を受け、必要に応じて関係機関につなげる体制を整えます。	継続	こども家庭センター課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
10	体育館託児付き教室	託児付きの教室を開催し、保護者がスポーツをする機会を提供します。	継続	スポーツ推進課
11	幼児体操教室	幼児の基礎運動能力の向上や保護者の交流を図るため、幼児を対象とした体操教室を開催します。	継続	スポーツ推進課
12	保育室事業の実施	保育室事業の実施を通じ、育児中の保護者や幼児の成長発達を支援します。	継続	公民館
13	産前・産後支援ヘルパー事業	育児、家事等の支援を必要とする妊産婦のいる世帯に対して、家事等の援助を行うヘルパーの派遣を行います。	継続	こども家庭センター課
14	子育て支援カード事業	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どもがいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	子ども政策課
15	赤ちゃんはじめての絵本事業	生後3か月・4か月の乳児健診時に、絵本を贈呈するとともにボランティアによる読み聞かせを実施し、豊かな親子関係を築いていけるよう支援します。	継続	子ども政策課
16	子ども読書活動推進事業の実施	学校、家庭、地域と連携し、子ども読書活動推進事業を実施します。	継続	図書館
17	地域組織化事業	教育機関、保育機関、民生委員・児童委員、ボランティア、その他福祉関係者等と行政が一体となって、地域子育て支援ネットワークを構築します。	継続	こども家庭センター課
18	子育て支援情報の発信	子育て支援情報の収集を行うとともに、ホームページや広報紙等の活用、パンフレットの作製などにより、情報発信の充実を図ります。	継続	関係各課
19	子育て情報ガイドBOOKの作成	子育て中の保護者が、子育てサービスの利用選択が十分にできるように、子育て情報ガイドBOOKを作成し、子育て支援情報の提供を行います。	継続	こども家庭センター課

基本目標２ 乳幼児期から思春期までの継続した育ちの支援

施策の方向（１） 幼児期の教育・保育を提供する体制の確保

【方向性】

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、子ども一人ひとりの健やかな成長を支えていきます。また、親の就業の状況にかかわらず、特に３歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、幼稚園、保育所、認定こども園等のほか、子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）など地域の身近な場を通じた支援を充実します。さらに、幼稚園、保育所、認定こども園等のいずれにも通っていない子どもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていきます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	認可保育所等による通常保育の実施	保護者の就労又は疾病等の理由により、児童の保育が必要な場合、保護者の申込みにより保育を実施します。	継続	子ども育成課
2	低年齢児保育の実施	保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課
3	一時預かり事業	保育所等に通園していない0歳～5歳児を、保護者の就労、疾病、冠婚葬祭、または育児疲れによるリフレッシュ等の理由により、一時的に保育が必要な場合に預かる事業を実施します。	継続	子ども育成課
4	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、19時（1時間延長）までの延長保育を実施します。また、一部の保育所では20時（2時間延長）まで実施します。	継続	子ども育成課
5	休日保育事業	保護者が、休日での就労等により児童を家庭で監護できない場合に対応するため、休日保育を実施します。	継続	子ども育成課
6	病児保育	児童が病気であるために保育所などに預けられないときに、病児保育室で保育を実施します。	継続	子ども育成課
7	病後児保育	児童が病気の回復期にあり、集団生活に戻るには心配なときに、病後児保育室で保育を実施します。	継続	子ども育成課
8	保育園の園庭・園舎開放	子どもたちが交流できるように、日時等を指定し園庭・園舎を開放しています。	継続	子ども育成課
9	認証保育所事業	多様な保育ニーズに応えるため、認証保育所（東京都独自の基準を満たす保育事業所）を保育施設として活用し、保育を実施します。	継続	子ども育成課
10	認証保育所運営助成	認証保育所を利用する児童の保育料について、施設に対し運営に要する経費、保育料の軽減に相当する額等の一部を助成します。	継続	子ども育成課
11	認定こども園	幼稚園機能と保育所機能を備える認定こども園への移行及び設置を、ニーズ量に応じて支援します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
12	プレ幼稚園事業	幼稚園教育課程外の2歳児を対象とした保育です。子どもの成長に合わせて、無理なく次の段階（幼稚園教育課程）へ進むための保育を行います。	継続	子ども育成課
13	私立幼稚園	市内の私立幼稚園において、幼児の発達を促す適切な教育環境の下、それぞれの時期にふさわしい充実した生活を営み、発達に必要な活動を自然に受けられる計画的な教育を推進します。	継続	子ども育成課
14	幼稚園における預かり保育及び一時預かり事業の充実	幼稚園における在園児を対象とした教育時間前後の預かり保育及び一時預かり事業の充実を図ります。	継続	子ども育成課
15	幼稚園における園庭・園舎の開放	地域との交流などを目的に園庭・園舎を開放します。	継続	子ども育成課
16	幼稚園における相談情報提供等事業	養育に関する問題について、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行います。	継続	子ども育成課
17	乳幼児ショートステイの実施	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間（7日以内）児童を預かります。	継続	こども家庭センター課
18	トワイライトステイの実施	保護者が夜間まで帰宅できない場合など、子どもの監護が困難な場合、施設等で平日の夜間（10時まで）に一時的に児童を預かる事業を検討します。	検討	子ども育成課
19	障害児保育の支援	軽度の障害児について健常児とともに集団保育を実施する園を支援します。	継続	子ども育成課
20	認可保育所における見守り体制の強化	認可保育所において保育士をサポートする保育支援者を配置し、園内・園外活動時の見守り体制の強化を図ります。	継続	子ども育成課
21	とうきょう すくわくプログラム実践支援	東京都及び東京大学の幼児教育・保育の専門家チームと連携し、「とうきょう すくわくプログラム」の実践を支援することにより、幼児教育の質の向上を図ります。	継続	子ども育成課
22	乳児等通園支援事業	保育所等に通園していない0歳6か月～満3歳未満児について、保護者の就労の有無にかかわらず、月10時間を上限（時間単位）に利用できる事業を実施します。 家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、社会的情緒能力の発達など、子どもの育ちを応援します。	新規	子ども育成課
23	多様な他者との関わりの機会の創出事業補助金	保育所等に通園していない0歳～2歳児を、保護者の就労の有無にかかわらず定期的に預かる事業について、乳児等通園支援事業の給付対象を超えた取組に補助金を支給します。 乳幼児期から多様な他者との関わりの中で、様々な体験・経験ができる環境を整え、全ての子どものための「子育て」を支援します。	継続	子ども育成課

施策の方向（２） 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続の推進

【方向性】

幼児期の教育は、人の生涯の基礎となる資質や能力を育成する非常に重要な役割を持っていることから、今後も、質の高い教育・保育に取り組む市内幼稚園・保育所等への支援に努めていきます。

地域や家庭の環境にかかわらず、全ての子どもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼稚園、保育所と小学校の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

また、子どもの育ちそのものと切り離すことができない保護者・養育者支援が重要であり、保育士、幼稚園教諭等の人材育成・人材確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	幼稚園・保育所等と小学校との連携	保育所・幼稚園から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、引き続き連携を図ります。 また、福生版幼保小連携推進ガイドブックに基づき、小学校第1学年では「スタートカリキュラム」参観会や幼稚園・保育所等の保育参観会を行い、保育者と小学校教諭との保育観・指導観を共通して高めていきます。	継続	子ども育成課 教育指導課
2	臨床心理士等の巡回相談	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する課題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	継続	こども家庭センター課 教育支援課

施策の方向（３） 子どもの居場所づくり

【方向性】

全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後の子どもの遊びと生活の場である学童クラブの需要と供給のバランスに配慮し、学童クラブの安定的な運営を確保するとともに、学校施設の利用促進の観点も含め、教育委員会との連携を促進する等、放課後児童対策に取り組みます。

また、地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、子ども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、子ども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	ふっさっ子の広場事業（放課後子供教室）	市内全小学校の学校施設を活用し、安全な見守りの下、多くの友達や異学年との関わりの中で、集団ルール等の社会性や自主性、協調性などを身に付け、子どもたち一人ひとりを健やかに育てていきます。また、学童クラブ事業との連携を図ります。	継続	子ども政策課
2	学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）	小学生を対象に市内12クラブで放課後対策として、学童クラブを実施します。軽度の障害児の受入れを充実します。また、ふっさっ子の広場事業との連携を図るとともに公共施設の活用について検討します。	継続	子ども政策課
3	学童クラブの延長育成事業	市内全12クラブで実施します。	継続	子ども政策課
4	学童クラブ新設事業	令和9年4月1日から、新たに福生第四小学校内に学童クラブを設置するため、工事を行います。	新規	子ども政策課
5	一体型放課後対策事業	「放課後児童対策パッケージ」に基づき、学童クラブとふっさっ子の広場とが、日常的に交流し、合同事業を行う校内交流型放課後対策事業を実施します。	充実	子ども政策課
6	生活困窮者自立促進支援事業（学習支援事業）	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課

基本目標３ 学童期から青年期までの継続した育ちの支援

施策の方向（１） 次代を担う子どもたちの生きる力を育む教育環境等の整備

【方向性】

自らの個性や能力を伸ばし、様々な困難を乗り越え、人生を切り開いていくことができるよう、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた教育を充実します。
また、他者への共感や思いやりを持つとともに、自己を確立し、多様な人々が共に生きる社会の実現を目指し、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育の充実を図ります。
さらに、家庭、学校、地域等が連携して、様々な学びの機会を得られるよう支援し、地域ぐるみで子どもを育てる教育環境の整備に取り組みます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	小・中学校ＩＣＴ推進事業	これからの予測が困難な時代において、児童・生徒が情報を活用しながら、他者と協働し、新たな価値の創造ができるよう、ICTを活用した授業を推進します。	継続	教育指導課
2	英語教育推進事業	「福生市英語教育推進計画 第2次」に基づき、グローバルに活躍する人材として英語力の向上を図ります。	継続	教育指導課
3	学校給食事業	更なる食育の推進や学校給食の目的の達成を目指し、安全・安心で、栄養価が満たされた学校給食を提供します。	継続	学務課
4	食物アレルギー対応事業	食物アレルギーを有する児童生徒に対し、安全を第一に考慮した代替食等の対応を実施します。	継続	学務課
5	食育事業	児童・生徒に「食」に関する適切な知識や健やかな食生活習慣を身に付けてもらうため、学校給食等において地場産物を積極的に使用します。 また、防災食育センター（学校給食センター）の食育展示見学ホール（給食を調理している様子を2階から見学できるホール）や研修室等を活用して食育を推進します。	継続	学務課
6	健康への理解	小学校に出向き、骨量を増やすことができる年代へ「骨貯金教室」を実施し、食事や運動等、より良い生活習慣を学ぶことで健やかな体づくりにつなげていきます。また、夏休みには学童クラブに出向き、「出張健康教室」を実施します。	継続	健康課
7	心理相談員の配置（教育相談室）	教育相談室に臨床心理士等である心理相談員を8人配置し、心理的要因等に関する相談及び就学・転学等教育支援に関する相談についての充実を図ります。	継続	教育支援課
8	心の健康に関わる専門医の配置	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
9	心の健康に関わる専門医の配置（再掲）	精神医療に従事する専門医を配置して小・中学校を巡回し、児童・生徒の精神的健康の増進を図ります。	継続	教育支援課
10	教育相談室の臨床心理士等による学校の巡回	教育相談室の臨床心理士等が小・中学校を巡回し、教職員への助言や、保護者、本人との相談、必要によって関係機関との連携を図ります。	継続	教育支援課
11	不登校対策事業	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組めます。 学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。 令和8年4月より、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）である「福生市立牛浜もくせい中学校」を福生第一中学校の分校として開校します。	継続	教育指導課
12	スクールソーシャルワーカーの配置	不登校の状況になった児童・生徒や問題行動等のある児童・生徒に対する支援を総合的・専門的に行うため、スクールソーシャルワーカーを配置します。	継続	教育支援課
13	学校と家庭の連携推進事業	家庭と子どもの支援員等を活用し、いじめ、不登校など生活指導上の課題解決に向け、効果的な取組を展開します。	継続	教育指導課
14	児童館での相談機能の充実	子どもたちが抱える悩みを気軽に相談できるよう、日頃から子どもたちに関わっている職員が相談に応じます。	継続	子ども政策課
15	保護者（親子）対象子育て支援事業	児童館で児童の保護者同士に交流の機会を提供し、啓発事業を通じて子育てに必要な知識の向上、悩みごとやストレスの解消等を図ります。	継続	子ども政策課
16	アルコール防止教室	小学校へ出向き、飲酒が体に与える影響を啓発し、飲酒の防止に努めます。	継続	健康課
17	喫煙防止教室	小学校へ出向き、喫煙が体に与える影響を啓発し、喫煙の防止に努めます。 学習指導要領に基づき「体育」の授業において取り扱います。	継続	健康課 教育指導課
18	薬物乱用防止啓発運動	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、乱用防止に努めます。 学習指導要領に基づき「体育」及び「保健体育」の授業において取り扱います。	継続	健康課 教育指導課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
19	コミュニティ・スクール運営事業	学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得て、創意工夫しながら特色ある教育活動に取り組めるよう、コミュニティ・スクール委員会の一層の充実を図ります。	継続	生涯学習推進課
20	郷土資料室の小学生対象事業	小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。	継続	生涯学習推進課
21	青少年問題協議会事業	青少年の健全育成の施策について審議するとともに、指導・育成等に関する関係機関の連絡調整を図ります。	継続	子ども政策課
22	善行少年表彰事業	青少年問題協議会が青少年の健全育成を図るため、その行為が他の模範となると認められるものを表彰します。	継続	子ども政策課
23	青少年の意見発表大会	青少年問題協議会が中高生に日頃感じていることを自由に発表する場を提供することにより、市民の中高生の意識や行動に対する意識を深め、青少年健全育成の充実を図ります。	継続	子ども政策課
24	「家庭の日」図画作文コンクール	青少年問題協議会が「家庭の日」（毎月第3日曜日）に対する関心を高め、家庭の大切さを広く訴えることにより、青少年の健全育成を図ります。	継続	子ども政策課
25	青少年育成地区委員会事業	青少年地区委員会が青少年の健全育成活動を行うため、その活動を支援していきます。	継続	子ども政策課
26	ふっさ青少育フェスティバル	青少年育成地区委員長会が中心となり、青少年の健全育成を図るため、広く異なる年齢層が集い、遊びや体験などができるスポーツ・レクリエーション活動を開催します。	継続	子ども政策課
27	夜間一斉パトロール事業	青少年育成地区委員長会が中心となり、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	子ども政策課
28	身近な場所における本に親しむ環境づくり	本が身近にある環境を整えるため、団体貸出を行います。また、学習用iPadを用いて読書が楽しめるよう学校用IDの付与を行うなどして、ふっさ電子図書館の活用を促進し、児童・生徒への読書機会の充実を図ります。	継続	図書館
29	8条指定図書類の確認	青少年育成地区委員長会が中心となり、東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条の規定により指定された図書類について、コンビニエンスストア等での青少年への販売等の制限や陳列方法の確認を行います。	継続	子ども政策課

施策の方向（２） 若者に対する社会における自立支援

【方向性】

困難を有する子ども・若者やその家族に対し、相談支援事業等を実施することにより、自立に向けて支援する体制を整えていきます。

また、仲間同士の支えあいや交流を大切に、地域の多様な協力者からも支援していけるような体制づくりを推進して、継続的な支援体制を強化します。

さらに、若者が自らの意思で将来を選択できるよう、結婚、妊娠、出産、子育てなどについての理解を深める機会を提供し、今後のライフデザインについて考えるきっかけづくりとなる取組の推進に努めます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	ひきこもり支援	ひきこもりに悩みを抱えている方やご家族を対象に、関係機関と連携して、支援を行います。	継続	社会福祉課
2	若者の就労支援	働くことに悩みを抱えている若者を対象に、関係機関と連携して、就労に向けた支援を行います。	継続	社会福祉課

基本目標4 特別な配慮が必要な子ども・若者や家庭への支援

施策の方向（1） 子どもの貧困の解消に向けた対策

【方向性】

子どもの生涯が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	児童育成手当 (育成手当)	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む。）又は養育者に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
2	児童育成手当 (障害手当)	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
3	児童扶養手当	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む。）又は養育者に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む。）に対し、医療費の全部又は一部を助成します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
5	ひとり親家庭相談	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みことなどの相談に応じます。	継続	こども家庭センター課
6	母子及び父子福祉資金貸付事業	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	こども家庭センター課
7	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、1年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の訓練促進費を支給して経済的支援を行います。	継続	こども家庭センター課
8	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合等に受講料の一部を支給します。	継続	こども家庭センター課
9	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、より良い条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	こども家庭センター課
10	通学援助費支給事業	固定学級、通級指導学級、日本語学級、適応支援室、学びの多様な学校に通学する児童等の保護者に対し通学援助費を支給します。	継続	学務課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
11	修学旅行等補助金交付事業	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	学務課
12	受験生チャレンジ支援貸付	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付けを行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	社会福祉課
13	入学資金融資制度	大学、高等学校、専修学校等に入学しようとする方の保護者に対し、入学時に必要な資金について特定金融機関に融資をあっせんするとともに、保証会社保証料や利子を市が全額負担します。	継続	教育総務課
14	就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業	家庭の経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	学務課
15	学校給食費の全額公費負担	児童・生徒の保護者が負担する学校給食費の全額を公費負担します。	継続	学務課
16	保育所等に係る給食費等の公費負担	保育所等に通う児童の保護者が負担する給食費等を公費負担します。	継続	子ども育成課
17	不登校対策事業（再掲）	「福生市立学校の不登校総合対策」に基づき、児童・生徒の実態に応じた個別支援を充実させ、不登校の未然防止、早期支援、長期化への対応に取り組みます。 学校適応支援室において、不登校児童・生徒の学校復帰を図るとともに自立を支援します。 令和8年4月より、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）である「福生市立牛浜もくせい中学校」を福生第一中学校の分校として開校します。	継続	教育指導課

施策の方向（２） 障害児支援・医療的ケア児等への支援

【方向性】

障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれの子ども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。
また、医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的な支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	障害児相談支援	障害児通所支援の利用に際して、障害児支援利用計画の作成やモニタリングを行い、市やサービス事業者との連絡調整等を行います。	継続	障害福祉課
2	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。	継続	障害福祉課
3	児童発達支援センター事業	発達に関する相談支援事業、就学前児童の療育を行う児童発達支援事業、保育園訪問支援等を行う地域支援事業を行います。	継続	障害福祉課
4	放課後等デイサービス	学校に通学している障害児に対して、放課後、休日、夏休み等の長期休暇中に生活力向上のために必要な訓練、社会性を養う支援を行います。	継続	障害福祉課
5	保育所等訪問支援	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	継続	障害福祉課
6	短期入所サービス	障害者（児）が保護者又は家族の疾病等の事由により、家庭における介護を受けることが困難になった場合に施設等に短期入所することができます。	継続	障害福祉課
7	補装具費の支給	身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢、装具、車椅子等を給付又は貸与し、日常生活を支援します。	継続	障害福祉課
8	日常生活用具給付事業	在宅の障害者（児）に特殊寝台等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。また、視覚障害者に点字図書、点字図書、大活字図書を給付することにより、情報入手を容易にします。	継続	障害福祉課
9	住宅設備改善費給付事業	重度身体障害者（児）に対して、住宅の設備改善に要する経費を給付し、自立した在宅生活が送れるよう支援します。	継続	障害福祉課
10	中等度難聴児補聴器購入費助成事業	両耳の聴力レベルが30dB以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	継続	障害福祉課
11	おむつ等助成事業	常時臥床の状態又はこれに準ずる状態の障害者（児）におむつ等を助成します。	継続	障害福祉課
12	タクシー費用及び自動車ガソリン費用助成事業	障害者（児）が日常生活の利便及び拡大を図るため利用するタクシー又は自動車について、それらに係る費用の一部を助成します。	継続	障害福祉課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
13	小児精神病医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	継続	障害福祉課
14	小児慢性特定疾病医療費支給	小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の者に対し医療費の一部を支給します。	継続	障害福祉課
15	日中一時支援事業	介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護ができないとき、日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	継続	障害福祉課
16	重度身体障害者（児）訪問入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴することが困難な在宅の重度身体障害者（児）の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを提供します。	継続	障害福祉課
17	身体障害児入浴サービス事業	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	継続	障害福祉課
18	医療的ケア児支援	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置し、支援方法について協議を行い、医療的ケア児の支援を行っていきます。	継続	障害福祉課
19	障害児相談事業	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	継続	子ども政策課
20	臨床心理士等の巡回相談（再掲）	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する課題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	継続	こども家庭センター課 教育支援課
21	特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対し、小・中学校における特別支援教育の一層の充実を図ります。	継続	学務課 教育支援課
22	教育・保育施設での障害児の受入れ	幼稚園、認定こども園、保育所では、集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することにより、健全な社会性の成長発達を促進します。また、障害児を抱える保護者の就労を支援します。	継続	子ども育成課
23	学童クラブの障害児受入れ	全ての学童クラブにおいて、集団生活が可能で、かつ、通所することができる障害児を受け入れます。	継続	子ども政策課
24	児童館における障害児対象事業	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	継続	子ども政策課
25	医療的ケア児支援事業（保育園）	医療的ケアを必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な保育を受けられる環境を整備します。	継続	子ども育成課
26	医療的ケア児支援事業（学童クラブ）	医療的ケアを必要とする児童に対し、必要な支援を実施し、十分な育成を受けられる環境を整備します。	継続	子ども政策課
27	研修会（障害児保育）	障害児に関する特性や行動を理解し、かかわり方を学ぶ研修会を開催し、障害児保育への理解を深めます。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
28	講演会（発達障害）	発達障害に関する特性や行動を理解し、対応する方法を学ぶ講演会を開催し、発達障害への理解を進めます。	継続	こども家庭センター課
29	読書バリアフリーの推進	読書をするのに支援が必要な子どものために、点字図書・電子書籍などを整備し貸出しします。	継続	図書館
30	テレビ電話手話通訳サービス	聴覚障害がある方に対し、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話手話通訳サービスを行います。	継続	障害福祉課

施策の方向（３） 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

【方向性】

「こども家庭センター」が中心となり、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、福生市要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

また、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制を強化します。

ヤングケアラーへの支援については、家族の世話などに係る負担を軽減、又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	利用者支援事業（こども家庭センター型）（再掲）	母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及び子どもと家庭を対象として、個々の家庭に応じた切れ目ない相談支援体制を構築し、支援を行います。	継続	こども家庭センター課
2	乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	保護者の孤立を防ぎ、不安を軽減するため、乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての指導・助言を行います。	継続	こども家庭センター課
3	育児支援家庭訪問事業	児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、職員が訪問し、養育に関する専門的な相談指導・助言を行います。また、家事等の援助については、ヘルパーを派遣し、見守りが必要な妊婦や家庭に対する支援の充実を図っていきます。	継続	こども家庭センター課
4	未就園児等全戸訪問事業	乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が状況確認をできない児童をリストアップし、当該児童を対象に家庭訪問を実施し、養育環境の把握及び目視による児童の状況確認を行います。	継続	こども家庭センター課
5	子ども家庭支援事業（再掲）	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止やヤングケアラーに関する事業など、子どもや子育て当事者の様々な個別の状況に応じた総合的な支援及び周知を図ります。	継続	こども家庭センター課
6	児童虐待防止のネットワークづくり	要保護児童対策地域協議会を活用して、児童虐待の未然防止、早期発見と早期対応の取組を目指し、関係機関との連携による児童虐待防止のネットワークづくりを進めます。	継続	こども家庭センター課
7	児童虐待防止マニュアル等の活用	児童虐待への対応マニュアルを活用し、またポスター等を配布・掲示することで虐待防止に努めます。また、市民向けの虐待等防止のためのリーフレットを用いて児童虐待の未然防止、早期発見に努めます。	継続	こども家庭センター課

施策の方向（４） 外国籍の子どもと家庭に対する対応

【方向性】

外国にルーツをもつ子どもや、外国籍の子どもが適切な学びの機会を得られるよう、多様性を認めて共に学ぶ教育の推進を図ります。
また、日常生活において不安が生じないよう、ホームページのやさしい日本語翻訳機能の利用、多言語によるパンフレットの作成や通訳サービスの実施などの支援を充実していきます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	多文化キッズサロン事業	「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備え、日本語を母語としない子どもでも安心して立ち寄ることができる地域の居場所づくりを推進します。	継続	子ども政策課
2	多様性への理解の促進	性別に限らず、国籍や肌の色、言語や性的指向・性自認に関することも含め、多様な背景を持つ人々への理解を促すため、情報誌やホームページ、講座等で啓発を行います。	継続	協働推進課
3	外国籍保護者のための日本語通訳事業	日本語能力の不十分な外国籍保護者に対して、通訳者を配置し、母国語で相談・支援を実施します。 また、日本語指導学級入級案内等について、翻訳版の通知等により支援します。	継続	こども家庭センター課 教育支援課 学務課
4	日本語適応指導事業	日本語指導が必要な児童・生徒等に対して、日本語適応支援員を配置し、ニーズに応じた支援を行います。	継続	教育指導課
5	テレビ電話多言語通訳サービス	日本語を話すことができない外国の方に対して、タブレット端末を利用した同時通訳が可能なテレビ電話多言語通訳サービスを行います。	継続	全課
6	市ホームページのやさしい日本語翻訳	市ホームページのヘッダーにやさしい日本語翻訳ボタンを設置し、閲覧者が記事の翻訳を行えるようにします。	継続	秘書広報課
7	広報ふっさの多言語対応	専用WEBサイト「広報プラス」において、約100か国語の自動翻訳を行えるようにします。	継続	秘書広報課
8	多言語によるパンフレットの作成	外国人家庭に対して、市が発行する各種パンフレットの外国語版（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語等）を作成します。	継続	全課

基本目標5 子育て世帯への経済的支援とワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向（1） 子育て世帯への経済的支援

【方向性】

子育て当事者の日々の生活を安定させる観点から、様々な支援を組み合わせることで経済的支援の効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していきます。
また、必要な支援が受けられず、困難な状況に置かれてしまうことがないように、「制度の利用しやすさの向上」や「当事者視点に立った情報内容の見直し」などを適宜行っていくとともに、関係機関における情報の共有、連携の促進を図っていきます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	出産・子育て伴走型支援事業（再掲）	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊婦や子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と出産育児に関する経済的負担の軽減を図るための支援を一体的に実施します。	継続	こども家庭センター課
2	児童手当	高校生年代（18歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に支給します。	継続	子ども育成課
3	児童育成手当（育成手当）（再掲）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む。）又は養育者に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
4	児童育成手当（障害手当）（再掲）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
5	児童扶養手当（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む。）又は養育者に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
6	特別児童扶養手当	20歳未満で、心身の障害や疾病により、日常生活に著しい制限を受ける子どもを養育している父母又は養育者に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
7	特定不妊治療費（先進医療）助成事業（再掲）	子どもを望んでいる方の経済的な負担軽減を図るため、東京都特定不妊治療費（先進医療）助成制度の対象者に治療費の一部を助成します。	継続	こども家庭センター課
8	未熟児養育医療給付事業（再掲）	未熟児で出生し、入院養育が必要と認められた乳児に対し、指定医療機関において医療の給付を行います。	継続	こども家庭センター課
9	乳幼児医療費助成制度（再掲）	義務教育就学前（6歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します（所得制限なし）。	継続	子ども育成課
10	義務教育就学児医療費助成制度	小学1年生から中学3年生まで（6歳に到達した年度始めから15歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。	継続	子ども育成課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
11	高校生等医療費助成制度	高校1年生から3年生相当まで（15歳に到達した年度始めから18歳に到達した年度末まで）の子どもを養育している方に、健康保険診療の自己負担額を助成します。	継続	子ども育成課
12	育成医療費助成制度	18歳未満の児童で、一定の機能障害があり手術等により障害の改善が見込まれる方に対し、健康保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割分は本人負担となります（所得に応じた自己負担上限額、及び所得制限あり）。	継続	子ども育成課
13	小児インフルエンザワクチン予防接種費用助成	小児のインフルエンザ予防接種を受ける小児の保護者に対し、予防接種に要する費用の一部を助成し、市民の健康の保持増進及び経済的負担の軽減を図ります。	新規	健康課
14	骨髄移植等により免疫を喪失した方の予防接種再接種費用助成	骨髄移植等の医療行為により、それまでに接種した定期予防接種の効果が喪失してしまい、再接種が必要と医師が判断した方に対して、再度受ける予防接種の費用の全額又は一部を助成します。	継続	健康課
15	保育料の無償化	幼稚園、保育所等における、保育料を無償化します。また、幼稚園の預かり保育や認証保育所、認可外保育施設の利用も無償化の対象になります（上限、条件あり）。さらに、障害児の発達支援については、幼稚園、保育所等の保育料と併せて無償となります。	継続	子ども育成課
16	私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金	私立幼稚園に通園する園児の保護者負担軽減事業で、所得に応じて補助金を交付します。	継続	子ども育成課
17	学校給食費の全額公費負担（再掲）	児童・生徒の保護者が負担する学校給食費の全額を公費負担します。	継続	学務課
18	通学援助費支給事業（再掲）	固定学級、通級指導学級、日本語学級、適応支援室、学びの多様化学校に通学する児童等の保護者に対し通学援助費を支給します。	継続	学務課
19	修学旅行等補助金交付事業（再掲）	小・中学校の移動教室及び修学旅行等の費用の一部を補助します。	継続	学務課
20	就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給事業（再掲）	家庭の経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、小・中学校、児童・生徒の学用品等扶助として、学用品・修学旅行等の費用を扶助します。	継続	学務課
21	生活困窮者自立促進支援事業（学習支援事業）（再掲）	生活困窮世帯、被保護世帯の子どもに対して、学習支援やその他の教育支援、生活支援を実施し、貧困の連鎖を防止します。	継続	社会福祉課
22	受験生チャレンジ支援貸付（再掲）	学習塾や高校、大学等の受験費用の捻出が困難な、一定所得以下の世帯に必要な資金の貸付けを行い、子どもたちの進学を支援します。	継続	社会福祉課
23	子育て支援カード事業（再掲）	市と市内の事業者（協賛店）が連携し、協賛店利用時にカードを提示することで、特典が受けられる事業で、妊婦又は中学生以下の子どものいる世帯の支援並びに地域活性化を図ります。	継続	子ども政策課

施策の方向（２） ひとり親家庭の自立支援の推進

【方向性】

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組んでいきます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	児童育成手当（育成手当）（再掲）	18歳に到達した年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合を含む。）又は養育者に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
2	児童育成手当（障害手当）（再掲）	20歳未満の、心身に一定の障害のある子どもを養育している方に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
3	児童扶養手当（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の心身障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭の父又は母（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）又は養育者に支給します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
4	ひとり親家庭等医療費助成制度（再掲）	18歳に到達した年度末までの子ども（一定の障害を有する場合は20歳未満）を養育しているひとり親家庭等（父又は母に一定の心身障害がある場合も含む。）に対し、医療費の全部又は一部を助成します（所得制限あり）。	継続	子ども育成課
5	母子及び父子福祉資金貸付事業（再掲）	20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父に、事業開始、就学支度、修学、転宅等に必要な資金の貸付けをします。	継続	こども家庭センター課
6	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭であって、家事又は育児等の日常生活に支障を来している家庭にホームヘルパーを派遣します。	継続	子ども育成課
7	ひとり親家庭相談（再掲）	ひとり親家庭を対象に経済上の問題、児童の養育・就学問題、就職の問題、その他生活上の悩みことなどの相談に応じます。	継続	こども家庭センター課
8	母子・父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の福祉の増進を目的に、自立及び就労を支援するためのプログラムを策定し、ひとり親家庭等の支援を行います。	継続	こども家庭センター課
9	母子家庭等高等職業訓練促進給付金（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父が就業を容易にするために必要な資格を取得することを目的に、1年以上の養成機関で修業をする場合、一定期間の訓練促進費を支給して経済的支援を行います。	継続	こども家庭センター課
10	母子家庭等自立支援教育訓練給付金（再掲）	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組を支援するために、就業を目的とした教育訓練に関する講座を受講し、修了した場合等に受講料の一部を支給します。	継続	こども家庭センター課
11	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金（再掲）	ひとり親家庭の自立や生活の安定を図るため、ひとり親の親等の学び直しを支援し、より良い条件で就職や転職できるよう高等学校卒業程度認定試験合格のための対策講座受講費用の一部を支給します。	継続	こども家庭センター課

施策の方向（３） 子育てと仕事を両立できるまちづくり

【方向性】

長時間労働の是正や働き方改革を進めるとともに、男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生充実を図ることにより、女性に一方的に負担が偏ることがなく女性と男性がともにキャリアアップと子育てを両立できるよう、事業者に対して啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備について働き掛けていきます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	ワーク・ライフ・バランスの情報提供と啓発活動の充実	男女がともに希望するワーク・ライフ・バランスをかなえるため、市内企業や市民に対する周知・啓発及び情報収集に取り組みます。	継続	協働推進課
2	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座の実施	子育て支援、男女共同参画促進のための学習講座、子育てや女性の悩みなど、現状における問題解決に向けた講座内容の充実を図ります。	継続	公民館
3	パパママクラス（再掲）	妊婦及び配偶者等を対象に育児仲間を作り、出産・育児に主体的になれるよう正しい知識の啓発と普及を図るとともに、自分や家族の健康について考える機会とします。	継続	こども家庭センター課
4	父親参加型事業の実施	父親の子育て参加の推進を目的とし、児童館等で父親参加型の事業を実施します。	継続	子ども政策課
5	低年齢児保育の実施（再掲）	保育所において1歳未満の児童に対して保育を実施します。	継続	子ども育成課

基本目標6 「こども施策」の共通の基盤となる取組の推進

施策の方向（1） 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【方向性】

子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、市内公共施設の充実・有効活用を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出します。

また、子育て世帯が安全・安心に長く住み続けられる住環境の整備を図ります。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	福生水辺の楽校	活動拠点である「川の志民館」の管理運営を行うとともに、水辺の体験学習や環境学習など、子どもや若者が自然と環境の大切さを体感することができる機会の充実を図り、豊かな人間性を育めるように活動を推進します。	継続	環境政策課
2	こども食堂支援事業	子どもたちへの食事や居場所を提供することも食堂の運営に係る費用の支援を行います。また、市内こども食堂運営事業者との情報共有等を行うための連絡会を開催します。	継続	子ども政策課
3	プレイパークの支援	子どもが想像力を生かして遊びを創り出す場や機会を提供するため、プレイパークを実施する活動団体への支援を行うとともに、その在り方や実施方法等について検討します。	継続	子ども政策課
4	児童館事業の充実	児童館の事業を充実し、子ども、特に中学生、高校生を対象とした居場所づくりを推進します。	継続	子ども政策課
5	郷土資料室の小学生対象事業（再掲）	小学生が福生市の自然、歴史、文化について学ぶ機会として、体験学習や自然観察会、小学校との連携事業を行います。	継続	生涯学習推進課
6	公民館事業の充実	公民館で実施する事業などを通して、子どもの居場所づくりを推進します。	継続	公民館
7	体育館事業の充実	体育館で実施する事業などを通して、子どもの居場所づくりを推進します。	継続	スポーツ推進課
8	図書館事業の充実	子どもの好奇心を満たし、社会や自然等について学ぶことができる資料を提供するとともに、イベントなどの図書館サービスを通じて、子どもの居場所づくりを進めます。また子どもを主体した事業を行うことで、子どもの読書活動を推進します。	継続	図書館
9	福生七夕まつりへの参画	福生七夕まつりにおいて、中学生や高校生がボランティアやアルバイト等を通じて参画する機会を設けることにより、職業体験や世代間交流等の場を提供します。	継続	シティセールス推進課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
10	福生七タまつり民踊パレードへの参加	福生七タまつり民踊パレードへの子どもの参加を促進し、文化芸術体験の機会を提供します。また、歴史ある民踊パレードの練習等を通して郷土愛の醸成を図ります。	継続	シティセールス推進課
11	多様性への理解の促進（再掲）	性別に限らず、国籍や肌の色、言語や性的指向・性自認に関することも含め、多様な背景を持つ人々への理解を促すため、情報誌やホームページ、講座等で啓発を行います。	継続	協働推進課
12	公園の維持管理	福生市公園施設整備計画に基づき、公園の適正な維持管理に努めます。	継続	環境政策課
13	良質なファミリー向け住宅の供給誘導	子育て世帯が住みやすく安全性に配慮をした住宅の建設を誘導するための補助制度を実施します。	継続	まちづくり計画課

施策の方向（２） 子ども・子育て家庭の安全の確保、子どもや若者の自殺対策

【方向性】

子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達段階に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

また、自殺対策を支える人材の育成や、自殺予防の啓発等を実施することで、子ども・若年が抱える悩みや不安を相談しやすい環境づくりを行います。さらに、非行などの問題行動を防ぎ、子どもの健全な育成を阻害する有害情報などを排除することによって、子どもが健やかに成長し、社会を支えることができるよう支援します。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	安全教育の推進	東京都教育委員会作成の「安全教育プログラム」を活用して、各学校において安全教育を行います。	継続	教育指導課
2	「生命（いのち）の安全教育」の推進	性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするために、各学校において文部科学省の教材等を活用した授業を実施します。	継続	教育指導課
3	交通安全教育の推進	地域や団体、事業所等における交通安全思想の普及・徹底を図り、学校・保育所等での交通安全教育を推進します。また、中学校において、スタントマンが事故現場を再現するスクアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施します。	継続	道路下水道課
4	通学路の見守り体制の推進	登下校見守りボランティアの取組の推進や、通学路見守り員を配置するとともに、防犯カメラを設置することにより、児童の登下校中の安全確保を図ります。	継続	教育総務課
5	通学路点検の実施	学校、保護者、警察及び関係する部署等と連携し、通学路の安全点検を行い、危険箇所の改善に努めます。	継続	教育総務課
6	歩道の整備	子どもや高齢者、障害者など、全ての歩行者の安全確保のため、段差解消等の整備を行います。	継続	道路下水道課
7	防犯灯の整備	夜間、安心して外出できるよう防犯灯（道路照明灯）の整備を行います。	継続	道路下水道課
8	通学路等の防犯活動の推進	子どもたちが犯罪に遭わないように、市内で発生した犯罪や不審者についての情報を地域や学校に提供します。また、登下校時に見守り員を配置して通学路を巡回するほか、防犯カメラを適切に管理するなどして、防犯活動を推進します。	継続	教育総務課 教育指導課
9	不審者情報等の提供	情報メール、LINE、Xによる配信や学校等子どもに関係する各施設に不審者情報を提供し、地域ぐるみで注意を促します。また、不審者情報があつた時には、パトロールを実施します。	継続	防災危機管理課
10	子どもを守るための活動の推進	防犯講習会等の実施、市民への犯罪に関する情報提供、関係機関・団体との情報交換、防犯ボランティアによるパトロール活動、「こども110番の家」事業など、子どもを守るための活動を推進します。	継続	防災危機管理課
11	夜間一斉パトロール事業（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、青少年のための夜間一斉パトロールを実施します。	継続	子ども政策課

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
12	子どもたちへの災害対応	保育園・学童クラブ等において、災害時には児童の安全を確保し、保護及び引渡しを適切に行います。また、被災後は、安否確認や施設を確保し、速やかに教育活動及び保育活動の再開を図ります。 また、市内の小・中学校において、災害時に適切な避難行動が取れるよう、避難訓練や東京都教育委員会が作成した「防災教育デジタル教材」「防災ノート～災害と安全～」等を活用した指導を行います。	継続	子ども政策課 子ども育成課 教育指導課
13	震災対策啓発の推進	市内小学生を対象に、震災対策の啓発を行うことにより、子どもたちの防災意識の向上を図ります。	継続	防災危機管理課
14	防災マップ、多摩川洪水・福生市内水ハザードマップの配布	防災情報をまとめた防災マップと、多摩川の氾濫を想定した多摩川洪水ハザードマップ、福生市内水ハザードマップを作成し、市内の全家庭へ配布するほか、市ホームページ等にて周知を図り安全な避難対策を推進します。	継続	防災危機管理課
15	薬物乱用防止啓発運動（再掲）	ふっさ健康まつりなどにおいて薬物の危険性を周知し、乱用防止に努めます。 学習指導要領に基づき「体育」及び「保健体育」の授業において取り組みます。	継続	健康課 教育指導課
16	8条指定図書類の確認（再掲）	青少年育成地区委員長会が中心となり、東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条の規定により指定された図書類について、コンビニエンスストア等での青少年への販売等の制限や陳列方法の確認を行います。	継続	子ども政策課
17	子ども家庭支援事業（再掲）	子どもと家庭に関する総合相談、ショートステイ等のサービス提供の調整、子育てサークル等への支援、見守りサポート事業、児童虐待防止やヤングケアラーに関する事業など、子どもや子育て当事者の様々な個別の状況に応じた総合的な支援及び周知を図ります。	継続	こども家庭センター課
18	被害児童のカウンセリング	犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージの軽減、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等を関係機関と連携し支援を行います。	継続	こども家庭センター課
19	自殺対策	リーフレットやチラシの配布等による周知・啓発やゲートキーパー研修等を行うことで自殺対策に係る取組を広く普及・推進します。	継続	健康課
20	消費者対策事業	子どもや若者を対象とした消費者問題に関する相談業務や各種啓発事業を実施します。	継続	シティセールス推進課

施策の方向（３） 子どもや若者、子育て当事者の意見の反映

【方向性】

計画を推進していく上で、今後も引き続き、子どもや若者の社会参画と意見表明の大切さを伝え、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう各種イベント等を実施していくとともに、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護する環境づくりを検討します。

また、子育て当事者を社会全体で支える気運を醸成していくため、子育て当事者のニーズを丁寧に把握できるよう、今後実施する保護者ニーズ調査等の実施方法について、「福生市子ども・子育て審議会」等において検討していきます。

No	事業名	事業概要	方向性	主担当課
1	子ども議会	選挙権年齢及び成年年齢の引下げにより主権者として求められている力を育成する教育が重要です。子ども議会はその一環として小学生が身近な生活の状況に着目し、自らの思いや願いを発表・提案する機会とします。	継続	生涯学習推進課
2	子ども・若者の意見聴取の機会の充実	子ども・若者の視点を尊重した事業・取組を推進するため、こどもワークショップ等の実施を検討し、子ども・若者が意見を表明しやすい環境づくりを推進します。	継続	子ども政策課
3	青少年の意見発表大会（再掲）	青少年問題協議会が中高生に日頃感じていることを自由に発表する場を提供することにより、市民の中高生の意識や行動に対する意識を深め、青少年健全育成の充実を図ります。	継続	子ども政策課